

サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者について

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 企画・指導係

※以下のスライドにおいて、「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」の両方を指す場合は「サビ児管」と表記いたします。

現行のサビ児管研修体系（令和元年度～）

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件を設定。（令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修修了者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。）
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施することとした。（各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。）
- 直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とすることとした。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置に係る要件

【1】実務経験+【2】研修の修了

【1】実務経験要件

障害児者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務（相談支援又は直接支援の業務）
※保有する資格や従事する業務等により要する期間が異なる。

【2】研修修了要件：A）+B）

A）基礎研修等修了

①相談支援従事者初任者研修講義部分の一(11h)を修了
②基礎研修(15h)を修了
※を満たす予定の日の2年前から受講可

OJT(★)
一部業務可能

B）実践研修修了(14.5h)

基礎研修修了後、実践研修受講開始日前5年間に2年(一部半年とできる場合有)以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある場合に受講可。(★)

サービス管理責任者
児童発達支援管理責任者
として配置可

サービス管理責任者・
児童発達支援管理責任者の
配置の継続に係る要件

更新研修修了(13h)

実践研修修了の翌年度から5年間に1度毎修了することが必要。

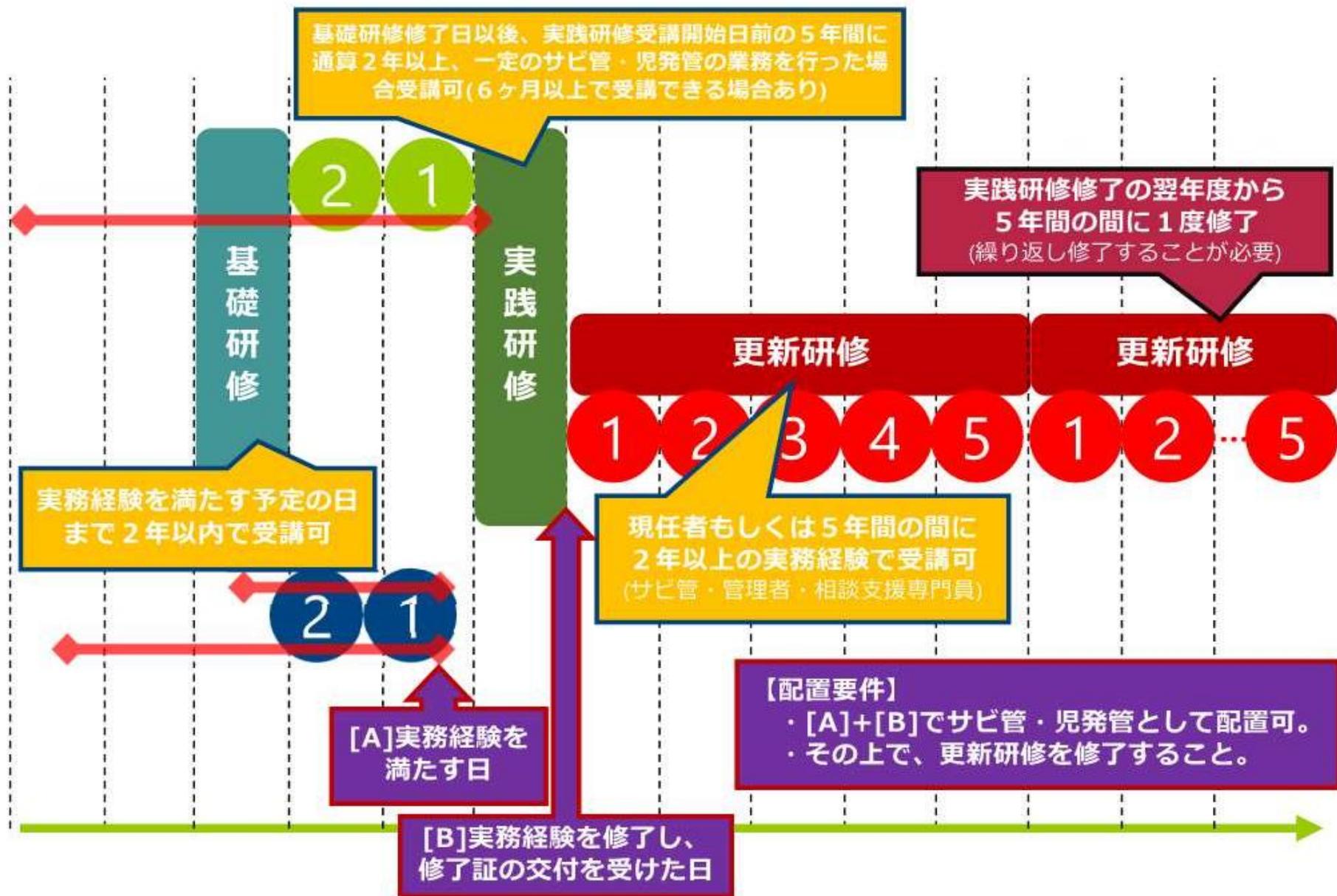
研修受講に係る実務経験要件

以下①もしくは②のいずれか

- ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員としての実務経験がある
- ② 現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者として従事している

- ・更新研修を修了できなかった場合、サビ児管の資格が失効
- ・再度、実践研修を受講・修了すれば資格が復活

配置要件および受講要件 図式



実践研修受講時に実務経験が満たされる場合など (基礎研修受講時には満たされていない場合)

例1：実践研修受講時に実務経験が満たされる場合（基礎研修受講時には満たされていない場合）

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
(令和4年7月30日修了) 基礎研修		【原則】基礎研修修了日以後、実践研修受講開始日 前の5年間に通算2年以上、一定のサビ児管の業務 を行った場合受講可			期間内に実践研修を受講していない場合は、再度基礎研修から受講								
					該当するパターン ①令和9年8月1日までに実務経験が満たせない ②令和9年8月1日までに実務経験が満たせていたが令和9年度中に実践研修が未受講・未修了								
		実践研修 (最短、令和6年8月1日以降開始の研修 に申込可能)			実践研修を未受講・未修了の場合、再度基礎研修から受講 ※サビ児管としての配置が不可								
		令和7年2月5日に実践研修修了した場合 ・配置は修了証に記載している日付から ・資格は令和11年度末まで有効（令和12年3月31日まで） ・資格有効期限内（5年度ごと）に更新研修受講・修了で 5年間有効期限が延長（以降、繰り返し）									更新研修を未受講・未修了の場合、 再度実践研修から受講 ※サビ児管としての配置が不可		
					令和11年3月10日に更新研修修了した場合 ・資格は令和16年度末まで有効（令和17年3月31日まで）となります。※以降、繰り返し								
					【注意】滋賀県が主催するサビ児管更新研修は、資格の期間延長を目的とした受講（例：実践研修受講後の翌年に更新研修を受ける等）は原則認めていないため、申込後の選定で受講対象から外しています。								

経過措置の終了および配置の緩和（2人目の配置）

経過措置について

①旧カリキュラムのサービス管理責任者等研修を修了済みの者について

令和5年度で終了

サービス管理責任者等研修
(旧体系)
修了

H31.4～(新体系移行)

施行後5年間(R5年度末まで)は、更新研修修了前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※初回の更新研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について

※H31(R1)年度～R3年度の基礎研修受講者に限る

新規なし

＜配置に関する実務経験要件＞
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

配置に関する実務要件を満たしている場合は、基礎研修修了日後3年間は、実践研修を修了していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

基礎研修修了後3年間で2年以上の実務

※基礎研修修了後に配置に関する実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等

サービス管理責任者等
※実践研修の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

個別支援計画を交付することはできない

配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、**2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。**
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

入職

＜受講対象＞
相談支援業務**3年**以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務**6年**以上

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

OJT短縮に関する留意点

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、実践研修の受講にあたって必要な実務経験[Ⓐ](OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- 基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件[Ⓐ]**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）
 - サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
 - やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。
- 上記業務に従事することについて、**指定権者に届出**を行う。

滋賀県または大津市



OJT短縮に関する留意点

届け出の方法例

㊦ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する場合。

【届け出る内容】

OJTに従事する旨を①OJTに従事する者の氏名、②開始年月日がわかるように届け出ること。

【届け出る方法例】

体制届に添付する従業者等の勤務体制及び勤務形態を表す文書等において、当該者に関する欄に備考として記す等。

※OJTの開始年月日及び体制を届け出る日は基礎研修修了日の翌日以降となる。

※指定基準や報酬告示等により届け出を要する事項を変更しない場合、直近の体制届に付属する文書を追加で提出する等の取り扱いとして差し支えない。

㊧ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所等において、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている者（実務経験者）をサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者とみなして配置する場合。

㊨ 令和3年度末までに、実務経験者が基礎研修修了者となっており（経過措置対象者）、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者とみなして配置する場合。

⇒ 当該配置を届け出たことをもってOJTの実施についても届け出ているものとしてできる【別途の届け出は不要】

※ただし、**OJTの開始日は基礎研修修了日の翌日以降となる**

（実践研修受講時は、基礎研修修了日及び体制届の必要部分の写しをもって確認を行うこと。）

12

OJT短縮は、本来2年以上で得るべき実務経験を既に有しており、かつ、短期間で個別支援計画の作成等の支援に必要な能力が習得可能であることが前提となります。

⇒ (OJT短縮者に限らずですが) **研修の課題等、実践研修修了に耐えうる能力がない場合は修了を認められない**こともあります。

OJT短縮に関する判定表

相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可
(ただしOJT期間は2年以上必要)

はい

上記実務経験が
基礎研修受講日時点で既にある

いいえ

OJT期間は2年以上必要
(内容は相談支援又は直接支援の業務で可)

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
個別支援計画作成の一連の業務で行う

いいえ

OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、
期間は2年以上必要

はい

個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、
指定権者に届出を行っている(又は予定)

いいえ

業務実施についての届出がない場合、
OJT期間は2年以上必要

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
6月以上で可能！

基礎研修受講時に実践研修受講までに必要な実務経験が満たされている場合（OJT短縮が可能な場合）

例2：基礎研修受講時に実践研修受講までに必要な実務経験が満たされている場合

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		<p>【原則】基礎研修修了日以後、実践研修受講開始日前の5年間に通算2年以上、一定のサビ児管の業務を行った場合受講可</p>				<p>期間内に実践研修を受講していない場合は、再度基礎研修から受講</p>							
						<p>該当するパターン</p> <p>①令和9年8月1日までに実務経験が満たせない</p> <p>②令和9年8月1日までに実務経験が満たせていたが令和9年度中に実践研修が未受講・未修了</p>							
		<p>実践研修【原則】 (最短、令和6年8月1日以降開始の研修に申込可能)</p>				<p>実践研修を未受講・未修了の場合、再度基礎研修から受講</p> <p>※サビ児管としての配置が不可</p>							
		<p>【例外】OJT短縮の届出を行った後、【原則】の「2年以上」が「6か月以上」に変更可能。ただし、次の2つの条件を満たすこと。</p> <p>①2人目のサビ児管として配置 ②正規のサビ児管が作成する個別支援計画10人以上の作成に携わる</p>											
		<p>実践研修【例外】 (最短、令和5年2月1日以降開始の研修に申込可能)</p>				<p>実践研修を未受講・未修了の場合、再度基礎研修から受講</p> <p>※サビ児管としての配置が不可</p>							
		<p>令和5年3月5日に実践研修修了した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 配置は<u>修了証の交付を受けた日から</u> 資格は令和9年度末まで有効（令和10年3月31日まで） 資格有効期限内（5年度ごと）に更新研修受講・修了で5年間有効期限が延長（以降、繰り返し） 				<p>更新研修を未受講・未修了の場合、再度実践研修から受講</p> <p>※サビ児管としての配置が不可</p>							
						<p>令和10年3月10日に更新研修修了した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格は令和14年度末まで有効（令和15年3月31日まで） <p>※以降、繰り返し</p>							
		<p>【注意】滋賀県が主催するサビ児管更新研修は、資格の期間延長を目的とした受講（例：実践研修受講後の翌年に更新研修を受ける等）は原則認めていないため、申込後の選定で受講対象から外しています。</p>											

（令和4年7月30日修了）
基礎研修

やむを得ない事由による措置について

② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）** サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

最終判断は指定権者が行う（類似ケースでも事業所の対応により認められない場合があります）

- 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されている。

要件①

実務経験要件

実務経験

相談支援業務
又は
直接支援業務
3～8年

※サービス管理責任者等の配置要件である研修が未修了でも、左記実務経験があればみなし配置可

新

研修修了要件

基礎研修（26h）を修了

サービス管理責任者等欠如以前に修了済み

要件②

やむを得ない事由による人員の欠如時以降、**1年間** サービス管理責任者等とみなして従事可能（現行どおり）

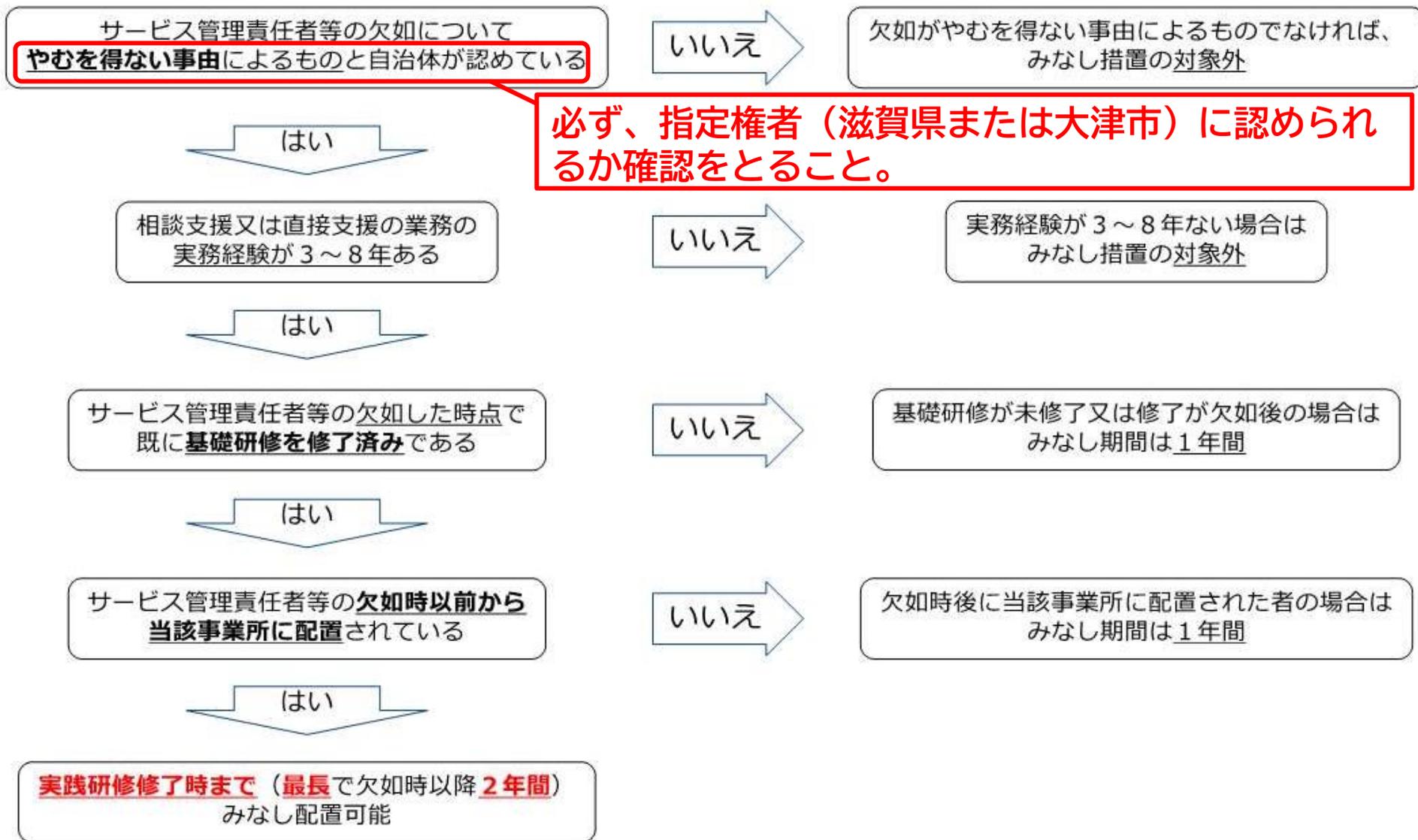
サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されている者

要件③

実践研修修了時まで（最長で欠如時以降2年間） サービス管理責任者等とみなして従事可能【新規】

期間経過後、継続してサービス管理責任者等として配置するには、配置要件における研修修了要件（実践研修まで修了）を満たす必要あり

やむを得ない事由による措置 早見表



必ず、指定権者（滋賀県または大津市）に認められるか確認をとること。

相談支援専門員について

相談支援専門員研修制度の見直しに関するこれまでの経緯

時期	内容
平成27年12月14日	・ 社会保障審議会障害者部会報告書において、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援員の養成のための研修制度の見直し、指導的役割を担う人材の育成と適切な活用等の指摘
平成28年7月19日	・ 「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめにおいて、計画相談支援について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行う等の提言
平成28年～平成29年	・ 厚生労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムを開発
平成30年3月2日	・ 第89回社会保障審議会障害者部会において、相談支援専門員の研修制度の見直し内容について報告
平成30年10月24日	・ 第91回社会保障審議会障害者部会において、見直しに関する当事者団体からの指摘及び今後の対応方針について議論
平成30年度～令和元年度	・ 主任相談支援専門員養成研修会の開催（2ヶ年の国による直接養成）
平成30年3月22日	・ 主任相談支援専門員の位置づけおよび主任相談支援専門員養成研修について規定した告示を公布。（適用日：平成30年4月1日）※準備の整い次第、都道府県による研修を実施
平成31年2月14日 ～平成31年3月28日	・ 第6回～第9回相談支援の質の向上に関する検討会を開催（計4回）
平成31年2月22日	・ 第93回社会保障審議会障害者部会において、検討会の進捗状況について報告
平成31年4月10日	・ 「相談支援の質の向上に向けた検討会」（第6回～第9回）における議論の取りまとめを公表
令和元年6月6日～	・ 相談支援の質の向上に向けた検討会ワーキンググループにて、令和2年度相談支援従事者指導者養成研修における講義資料及び研修実施ガイドラインについて議論
令和元年6月24日	・ 第94回社会保障審議会障害者部会において、検討会の検討結果について報告
令和元年9月	・ 告示を改正し（施行日は令和2年4月1日）、標準カリキュラムを改定。
令和2年度～	・ 初任者研修・現任研修新カリキュラムへ移行、都道府県等による主任養成本格開始。 ・ 相談支援従事者指導者養成研修※に主任研修の指導者養成の内容を取り込み4日間化。

現行の相談支援専門員制度について（令和2年4月1日～）

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※1)**を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設**(H30年度創設、H31年度～養成開始)



その他

資格証の再発行について

- 各研修における資格証の再発行はしていません。
- 研修が修了したことが確認できた場合に「修了確認証」を発行いたします。
- 令和7年4月以降の発行手続きは以下のとおりといたします。

- ① 滋賀県ホームページに掲載されている「【申請者様式】研修修了確認依頼票様式」(Excelデータ)をダウンロードしてください。
- ② ダウンロードしたExcelに必要事項を記入した後、障害福祉課企画・指導係あてに返送用封筒と併せて郵送してください。
- ③ 郵便到着後、1週間程度で修了確認証を発行・返送いたします。

滋 障 福 第 〇 〇 〇 号
令 和 ● 年 (20● 年) ● 月 ● 日

滋賀 太郎 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長

滋賀県サービス管理責任者研修等の修了確認について

下記のとおり修了を確認しましたので通知します。

記

氏 名: 滋賀 太郎
生年月日: 平成7年4月12日
研 修 名: 令和3年度滋賀県サービス管理責任者・児童発達支援管理者
基礎研修
修了年度: 令和3年度

【申込様式掲載URL】

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougai/fukushi/319008.html>

【参考】 該当研修修了者の配置により取得可能な加算

研修名	実施機関・場所※1	関係する基準・加算例
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（基礎・実践・更新）研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県（委託事業）※2 ・ 県内各所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅系、相談系、短期入所を除く障害福祉サービス関係等の実施に必要な人員
相談支援従事者初任者研修 相談支援従事者現任研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県（委託事業）※2 ・ 県内各所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談系事業の実施に必要な人員
主任相談支援専門員養成研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県（委託事業）※2 ・ 県内各所 	「主任相談支援専門員配置加算」
（強度行動障害支援者養成研修基礎研修） 強度行動障害支援者養成研修実践研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県（委託事業）※2 ・ ホットラインワールド（指定） ・ 県内各所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度訪問介護の実施に必要な人員の条件の1つ 「重度障害者支援加算」「強度行動障害者地域移行特別加算」「強度行動障害者体験利用加算」「行動障害支援体制加算」
障害者ピアサポート（基礎・実践・フォローアップ）研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県 ・ 滋賀県庁 	「ピアサポート実施加算」 「ピアサポート体制加算」
高次脳機能障害者支援者研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県（委託事業）※2 ・ 精神保健福祉センター 	「高次脳機能障害者支援体制加算」
精神保健医療福祉業務従事者研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県 ・ 滋賀県高次脳機能障害支援センター 	「精神障害者支援体制加算」
医ケアコーディネーター養成研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県（委託事業）※2 ・ 県内各所 	「要医療児者支援体制加算」
中核的人材養成研修※3	国	「重度障害者支援加算」

※1 令和6年度実績 ※2 県が法人に委託して実施

※3 令和8年度までは国で実施（受講対象者は県が選定、毎年最大3名）令和9年度から各自治体で実施予定（2025年3月時点、定員未定）